

答申第 38 号  
平成15年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開審査会  
会長 錦織成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成14年7月18日付け諮問第37号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年3月29日住宅管理室に係る公文書公開時の室長発言（読み上げた）災害公営住宅家賃低減策の、平成14年3月15日県会予算委員会における議員からの質問及び室長等の回答についての発言記録文書

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「平成14年3月29日住宅管理室に係る公文書公開時の室長発言(読み上げた)災害公営住宅家賃低減策の、平成14年3月15日県会予算委員会における議員からの質問及び室長等の回答についての発言記録文書」を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の文書(以下「本件文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成14年6月13日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その公開を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書並びに口頭での意見聴取において述べられた本件異議申立ての理由は次のとおり要約される。

本件文書は、平成14年3月29日に住宅管理室長(以下「室長」という。)が異議申立人の前で読み上げたもので、平成14年度予算特別委員会(以下「委員会」という。)という公の場で、県会議員という公職にある者がその職務として発言し、室長等が勤務時間中に知事を代理して回答し、それを県議会事務局が記録した文書であり、平成14年度も引き続き、当該質問及び回答に係る業務は続行されている。このことから、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)に規定されている「公文書」に該当すると主張するものである。

これらの一連の県の行政過程における委員会における発言記録文書が公文書に該当しないと決定されることは、全く条例前文の趣旨を理解しないで判断されたものであり、本件処分は不当である。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭での意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

本件文書は、平成14年3月15日に開催された委員会において委員からの質問及びそれに対する室長等の答弁の内容を記載したものである。

これは、委員会での答弁後に当時の室長(以下「前室長」という。)が個人的に作成したものである。作成後は組織として用いるファイルに綴じずに、前

室長の個人ファイルに保存されていたものである。また、平成14年4月に前室長は異動したが、当該文書は後任の室長への引き継ぎも行われていない。したがって、本件文書は、単に前室長個人の備忘録に過ぎず、組織的に用いていない。

さらに、実施機関としても本件文書を保有していない。よって、本件文書は、条例第1条第2項に掲げる「公文書」に該当しないと判断し、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件文書の概要について

本件文書は、異議申立人が実施機関に提出した公文書公開請求書及び実施機関からの説明によると、平成14年3月15日に開催された委員会における委員からの質問要旨、並びにそれに対する室長等の答弁内容を記載したものであり、同月29日に室長が異議申立人の面前で読み上げた文書であると推定される。

##### 2 本件処分について

実施機関は、本件文書が条例第1条第2項に規定する「公文書」に該当しないことを理由として本件処分を行っていることから、以下検討する。

###### (1) 「公文書」の定義について

条例第1条第2項によれば、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、この規定により条例に基づく公開請求の対象となる範囲が明らかになっている。

これによれば、条例に定める公開請求の対象は、文書、図画、写真及び電磁的記録（以下「文書等」という。）という媒体に記録された情報である。また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、その実施機関において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態の文書等を意味するものと解される。

###### (2) 本件文書の公文書該当性について

実施機関は、本件文書は委員会終了後に前室長が作成し、組織共用されることなく、同個人のファイルに保存し、人事異動に際しては、後任の室長に引き継ぐことなく、前室長が保管していたと主張するのである。そこで、審査会で確認したところ、実施機関が組織として利用、保存している文書ファイルに本件文書が綴られている事実は認められなかった。

また、議会における議員からの質問及びそれに対する県の担当職員の回答の記録は議会事務局が作成しており、口頭で回答を行った職員の所属部署において口頭回答の内容を文書に作成して保存することは、事務処理の準則上要求されているものではなく、実際にもそのような文書の作成及び保存を行わなくとも異例の事務処理とは言えないことも確認した。

したがって、本件文書は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」ではなく、条例第1条第2項に規定する「公文書」には該当しない。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 7 . 19	・ 諮問書の受領
14 . 8 . 7	・ 実施機関から非公開理由説明書の受領
14 . 8 . 20	・ 異議申立人からの意見書の受領
14 . 11 . 13 (第139回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取
15 . 1 . 6 (第140回審査会)	・ 審議
15 . 2 . 3 (第141回審査会)	・ 審議